

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令（案）、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（案）及び平成十五年総務省告示第七百六号（認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準）の一部を改正する件（案）の根拠条文

改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 3 条第 1 項及び第 4 項、第 10 条第 3 項、第 16 条の 2 第 1 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項、第 7 項及び第 8 項、第 16 条の 3、第 16 条の 4、第 16 条の 6 第 2 号及び第 4 号、第 16 条の 7、第 16 条の 8 第 1 項、第 16 条の 9 第 1 項、第 16 条の 10、第 16 条の 11、第 16 条の 12、第 16 条の 13、第 16 条の 14 第 3 項、第 16 条の 15、第 18 条第 4 項、第 22 条第 1 項、第 29 条第 3 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項、第 7 項及び第 8 項、第 35 条の 3、第 35 条の 4、第 35 条の 6 第 2 号及び第 3 号、第 35 条の 7、第 35 条の 8 第 1 項、第 35 条の 9 第 1 項、第 35 条の 10、第 35 条の 11、第 35 条の 12、第 35 条の 13、第 35 条の 14 第 3 項、第 35 条の 15、第 37 条第 2 項並びに第 70 条、改正後の地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）第 2 条第 5 号及び第 6 号、改正後の地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）別表第 17 号、改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成 15 年政令第 408 号）第 14 条の 3 第 1 号及び第 2 号、第 25 条の 2 第 1 号及び第 2 号並びに第 35 条並びに改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号）第 24 条の 2、第 24 条の 3 第 1 項、第 24 条の 5 第 1 項、第 24 条の 6、第 24 条の 7、第 24 条の 10 第 2 項、第 24 条の 11、第 24 条の 14 から第 24 条の 17 まで、第 24 条の 19、第 35 条の 4、第 59 条の 2、第 59 条の 3、第 59 条の 5 第 1 項、第 59 条の 6、第 59 条の 7、第 59 条の 10 第 2 項、第 59 条の 11、第 59 条の 14 から第 59 条の 17 まで、第 59 条の 19 及び第 64 条の 2